

# 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則

平成22年4月1日

規則 3-3

[沿革]	平成23年5月26日	規則3-3-1=一部改正
	平成25年10月31日	規則3-3-2=一部改正
	平成26年3月31日	規則3-3-3=一部改正
	平成27年7月31日	規則3-3-4=一部改正
	平成28年4月28日	規則3-3-5=一部改正
	平成29年1月1日	規則3-3-6=一部改正
	平成29年3月31日	規則3-3-7=一部改正
	平成30年3月31日	規則3-3-8=一部改正
	平成30年12月21日	規則3-3-9=一部改正
	平成31年4月1日	規則3-1-11=一部改正
	令和元年12月26日	規則3-3-10=一部改正
	令和2年2月28日	規則3-3-11=一部改正
	令和4年3月7日	規則3-3-12=一部改正
	令和5年3月31日	規則3-3-13=一部改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人事（第4条—第13条）
  - 第1節 採用（第4条—第7条）
  - 第2節 評定（第8条）
  - 第3節 異動（第9条）
  - 第4節 休職及び復職（第10条）
  - 第5節 退職及び解雇（第11条—第13条）
- 第3章 労働時間、休日及び休暇等（第14条—第24条）
  - 第1節 労働時間及び休日（第14条—第16条）
  - 第2節 休暇等（第17条—第24条）
- 第4章 育児休業（第25条）
- 第5章 給与及び退職手当（第26条—第27条）
- 第6章 研修（第28条）
- 第7章 表彰（第29条）
- 第8章 服務（第30条）
- 第9章 安全及び衛生（第31条）
- 第10章 懲戒等（第32条）
- 第11章 災害補償（第33条）

第12章 業務のための赴任または出張（第34条）

第13章 福利厚生（第35条—第36条）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する雇用期間の定めのある職員（地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則の適用となる職員を除く。以下「有期雇用職員」という。）の労働条件及び服務その他就業に関し必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、労基法及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この規則において有期雇用職員とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

（1）特定期限付職員 以下に掲げる者で、週の所定労働時間が地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）と同じであり、かつ、雇用期間が5年以内のもの

ア 専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で、その知識経験又は識見を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する者  
イ 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で、その知識経験又は識見を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する者

（2）期間限定雇用職員 産前産後休暇又は育児休業職員等（以下この項において「休業職員等」という。）の代替業務又は一定の期間特定の業務等を行わせるため、3年以内（休業職員等の代替業務の場合は当該休業期間等の満了日まで）で必要な期間を限定して雇用する者で、週の所定労働時間が常勤職員と同様であるもの

（3）有期常勤職員 常勤職員の指示に基づき、限定的又は補助的な業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員と同様であり、かつ、雇用期間が1年未満のもの

（4）パートタイマー 常勤職員の指示に基づき、限定的又は補助的な業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員より短時間であり、かつ、雇用期間が1年以内のもの

### （秩序の維持）

第3条 有期雇用職員は、この規則に定められた義務を誠実に履行し、法人秩序の維持に努めなければならない。

## 第2章 人事

### 第1節 採用

#### （採用）

第4条 有期雇用職員の採用は、選考による。

2 前項に定めるもののほか、有期雇用職員の採用に関し必要な事項は、地方独立行政法人長野県立病院機構職員人事規程により定める。

#### （労働条件の明示及び提出書類）

第5条 職員就業規則第5条及び第6条の規定は、有期雇用職員の採用の際の労働条件の明示及び提出書類について準用する。

(雇用期間の更新)

第6条 第2条に規定する有期雇用職員の雇用期間は、必要がある場合に更新することができるものとする。

2 前項の規定による更新期間を含む通算雇用期間は、第2条第4号に規定する職員を除き、5年を限度とする。この場合においては、第2条に規定する雇用の区分にかかわらず、原則として雇用期間を通算するものとする。

ただし、一の有期雇用期間が満了した日とその次の有期雇用期間の初日との間に雇用がない期間（以下この項において「空白期間」という。）が労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項で規定する期間以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期雇用期間は、通算雇用期間に参入しない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第3号の職員については、理事長があらかじめ業務の都合上必要と認めた場合、5年を超えて雇用期間を更新することができる。

4 理事長は、有期雇用職員の雇用期間の更新を行う場合には、あらかじめ有期雇用職員の同意を得なければならない。

(期間の定めのない雇用への転換)

第6条の2 第2条第3号及び第4号の規定による有期雇用職員で、通算雇用期間が5年を超える者は、別に定める申込書を提出することにより、現に締結している有期雇用契約の雇用期間の満了日の翌日から、期間の定めのない雇用に転換することができる。

2 前項の通算雇用期間の計算にあたっては、平成25年4月1日以降に開始した有期雇用の期間とする。

3 この規則に定める労働条件等は、第1項の規定により期間の定めのない雇用に転換した後も引き続き適用する

(試用期間)

第7条 職員就業規則第7条の規定は、有期雇用職員として採用された者の試用期間について準用する。

2 有期雇用職員のうち雇用期間を1年以内として採用された者の試用期間は、同規則同条中「6月」とあるのは、「14日」と読み替えるものとする。

3 理事長は、第2条第2号に規定する職員を採用しようとする場合、必要に応じて当該雇用を必要とする期間にかかわらず、6月の範囲内で最初の雇用期間を定めることができる。

第2節 評定

(勤務評定)

第8条 職員就業規則第8条の規定は、第2条第1号及び第2号に規定する有期雇用職員の勤務評定について準用する。

2 第2条第3号及び第4号に規定する有期雇用職員の勤務評定については、別に定める。

第3節 異動

(異動)

第9条 職員就業規則第11条後段の規定は、有期雇用職員の異動について準用する。

第4節 休職及び復職

(休職及び復職)

第10条 職員就業規則第13条から第16条までの規定は、第2条第1号及び第2号に規定する有期雇用職員の休職及び復職について準用する。この場合において、同規則第13条中「地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程」とあるのは「地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程」と、同規則第14条中「3年」とあるのは「1年」と、それぞれ読み替えるものとする。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第11条 有期雇用職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の3月31日又は雇用期間の満了する日のいずれか早い日
- (2) 自己都合による退職を申し出たとき 法人が承認する日
- (3) 雇用期間が満了したとき 雇用期間の満了した日
- (4) 職員就業規則第13条第1項第1号に定める休職の期間が満了しても、休職事由が消滅しない場合 休職期間の満了した日
- (5) 死亡したとき 死亡日

(定年等)

第11条の2 この規則による有期雇用職員の定年は、年齢65年とする。ただし、医師及び歯科医師にあってはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号、第3号及び第4号に規定する有期雇用職員で、業務の都合上、当該職員に代わる有資格者等の確保が困難であると理事長が認めた場合は、1回につき1年以内の必要な範囲内で雇用を更新又は定年を延長することができる。ただし、年齢70年を超えて雇用を継続することはできない。

(自己都合による退職手続)

第12条 有期雇用職員は、第11条第2号の規定により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、理事長に退職願を提出しなければならない。

(解雇、解雇预告、退職及び解雇後の責務)

第13条 職員就業規則第21条から第23条までの規定は、有期雇用職員の解雇、解雇预告、退職及び解雇後の責務について準用する。

第3章 労働時間、休日及び休暇等

第1節 労働時間及び休日

(所定労働時間)

第14条 職員就業規則第24条の規定は、第2条第1号、第2号及び第3号に規定する有期雇用職員の所定労働時間（始業及び終業の時刻、休憩時間を含む。）について準用する。

2 第2条第4号に規定する有期雇用職員の所定労働時間は、1週間当たり38時間45分未満の範囲内で、理事長が定める時間とし、始業及び終業の時刻、休憩時間については、個別に定めるものとする。

(変形労働時間)

第15条 理事長は、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある有期雇用職員については、1月以内の期間を単位とする変形労働時間制を適用する。

2 職員就業規則第25条第2項の規定は、前項の規定が適用される者の労働時間及び休憩時間について準用する。

(休日、時間外及び休日の労働並びに災害時の勤務)

第16条 職員就業規則第26条から第28条までの規定は、有期雇用職員の休日、時間外及び休日の労働並びに災害時の勤務について準用する。

第2節 休暇等

(休暇の種類)

第17条 有期雇用職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第18条 職員就業規則第30条及び第30条の2の規定は、第2条第1号及び第2号に規定する有期雇用職員の年次休暇の日数及び翌年度への繰り越しその他の扱いについて準用する。

2 第2条第3号及び第4号に規定する有期雇用職員の年次休暇日数及び翌年度への繰り越しその他の扱いについては、別に定める。

3 (削除)

(年次休暇の単位及び取得手続)

第19条 職員就業規則第31条から第32条の2までの規定は、有期雇用職員の年次休暇の取得単位及び取得手続について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する有期雇用職員の年次休暇の取得単位は、1日とする。ただし、5日分については、当該本部事務局、病院（訪問看護事業所及び介護医療院を含む。）、介護老人保健施設及び看護師養成所（この項において「事業場」という。）の職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該事業場の職員の過半数で組織する労働組合がないときは当該事業場の職員の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）の定めるところにより、取得単位を1時間とすることができます。

(療養休暇)

第20条 職員就業規則第33条の規定は、第2条第1号及び第2号に規定する有期雇用職員の療養休暇について準用する。

(特別休暇)

第21条 職員就業規則第34条の規定は、第2条第1号及び第2号に規定する有期雇用職員の特別休暇について準用する。

2 第2条第3号及び第4号に規定する有期雇用職員の特別休暇については、別に定める。

(介護休暇)

第22条 有期雇用職員の介護休暇は、職員就業規則第35条第1項に定めるものとし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき、労使協定の定めるところにより付与する。

(介護時間)

第22条の2 有期雇用職員の介護時間は、職員就業規則第35条の2に定めるものとし、育児・介護休業法に基づき、労使協定の定めるところにより付与する。

(療養休暇及び特別休暇の承認又は介護休暇及び介護時間の申出等)

第23条 職員就業規則第36条及び第36条の2の規定は、有期雇用職員の療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び欠勤について準用する。

(その他)

第24条 第14条から前条までに定めるもののほか、有期雇用職員の労働時間、休日、休暇及び欠勤に関し必要な事項は、労働時間規程により定める。

第4章 育児休業

(育児休業)

第25条 有期雇用職員の育児休業は、育児・介護休業法に基づき、労使協定の定めるところにより付与する。

第5章 給与及び退職手当

(給与)

第26条 有期雇用職員の給与は、地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第27条 有期雇用職員の退職手当は、地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員退職手当規程の定めるところによる。

第6章 研修

(研修)

第28条 職員就業規則第43条の規定は、有期雇用職員の研修について準用する。

第7章 表彰

(表彰)

第29条 有期雇用職員で、次の各号のいずれかに該当するものには、これを表彰する。

- (1) 生命又は身体の危険を顧みないで、その職務を遂行し、顕著な功労があったもの
  - (2) 職務を通じ有益な研究、発明、考案等を行い、職務の遂行に特に貢献したもの
  - (3) 特にすぐれた善行があつて他の模範であるもの
- 2 個人又は団体で、法人の業務に協力し、著しい功績があつたものには、これを表彰する。
- 3 表彰は、表彰状、賞状又は感謝状を交付するほか、金品を併せて交付して行うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、地方独立行政法人長野県立病院機構表彰規程により定める。

## 第8章 服務 (服務)

第30条 職員就業規則第45条から第50条までの規定は、有期雇用職員の服務について準用する。

## 第9章 安全及び衛生 (安全及び衛生)

第31条 職員就業規則第51条から第53条までの規定は、有期雇用職員の安全及び衛生について準用する。

## 第10章 懲戒等 (懲戒等)

第32条 職員就業規則第54条から第60条までの規定は、有期雇用職員の懲戒等について準用する。

## 第11章 災害補償 (災害補償)

第33条 第2条第1号及び第2号に規定する有期雇用職員の業務中の災害及び通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 第2条第3号及び第4号に規定する職員の業務中の災害及び通勤途上の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。ただし、地方公務員災害補償法の規定に基づき、補償の適用を受けることとされた職員についてはこの限りではない。

## 第12章 業務のための赴任または出張 (業務のための赴任または出張)

第34条 職員就業規則第62条の規定は、有期雇用職員の業務のための赴任または出張について準用する。

## 第13章 福利厚生 (共済等)

第35条 第2条第1号及び第2号に規定する有期雇用職員の共済は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）に定めるところによる。

2 第2条第3号及び第4号に規定する有期雇用職員の保険等は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は地方公務員等共済組合法の定めるところによる。ただし、第2条第3号に規定する有期雇用職員が、第6条の2の規定により期間の定めのない雇用となった場合は、前項による。

## (宿舎)

第36条 職員就業規則第64条の規定は、有期雇用職員について準用する。

## 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則（平成23年5月26日3-3-1）

この規則は、平成23年5月26日から施行する。

### 附 則（平成25年10月31日3-3-2）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日3-3-3）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日3-3-4）

この規則は、平成27年7月31日から施行する。

附 則（平成28年4月28日3-3-5）

この規則は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（平成29年1月1日3-3-6）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日3-3-7）

（施行日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日に現に在職する産前産後休暇又は育児休業職員の休業期間の業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員と同様であるもの（旧規則第2条第2号に規定する産育休代替職員をいう。）で、施行日以後も当該産前産後休暇又は育児休業職員の休業期間が引き続く場合に、当該職員の代替業務を行うため引き続き雇用される場合にあっては、なお従前の例による。

（定年等の特例）

3 第11条の2第2項の規定にかかわらず、有資格者等の確保が特に困難であり、やむを得ないものと理事長が認めた場合は、年齢70年を超えて雇用を更新することができる。ただし、この場合の雇用期間は必要最小限度としなければならない。

附 則（平成30年3月31日3-3-8）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日3-3-9）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日3-1-11）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日3-3-10）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日3-3-11）

この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、訪問看護事業所に係る規定については、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日3-3-12）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日3-3-13）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。